

# 3月の無料相談

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容（相談員）
市民法律相談	毎週火曜日 13日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376) (13日(木)は新治地区公民館)	法律が関係する困りごと (弁護士) 予約制
税務相談	4日(火)	13:00~16:00 真鍋事務所(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) 予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	19日(水)	10:30~15:00 総合福祉会館(ウララ2 7階) (広報広聴課 ☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品や契約などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:15 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~土曜日	10:00~17:15 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (特別青少年相談員) 電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:30 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員) 予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
ひきこもり専門相談	10日(月)	10:30~12:00	ひきこもりについての困りごと(予約制)
精神クリニック	14日(金)・21日(金)	13:00~15:00	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) 予約制、1日2件まで
	25日(火)	10:00~12:00	

## 女性のための各種相談

フェミニスト相談	5日(水)・12日(水)・26日(水)	11:00~16:00	男女共同参画センター 「ウィズユー・うらら」 ☎827-1107 毎週月曜休館 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門カウンセラー) 予約制	
	8日(土)	10:00~15:00			
法律相談	27日(水)	13:30~15:30			法律が関係する困りごと (女性弁護士) 予約制
法律関連一般相談	14日(金)・28日(水)	13:00~16:00			法的な手続きについてなど (専門相談員) 予約制
一般相談(外国人相談を含む)	14日(金)・28日(水)	13:00~16:00			日常生活の困りごと、悩みごと (外国人には通訳あり。専門相談員) 予約制
配偶者や恋人からの暴力で悩む人のための電話相談	6日(水)	13:00~16:00	☎827-2525	身体的・精神的暴力などに関すること	

## だまされない生活力を身につけよう！

### 消費生活センター

☎823-3928

**相談1** “トイレのトラブル5千円”と書かれたチラシを見て電話をした。詰まりを直すために特殊な洗浄剤を使用したとして8万円請求された。高額すぎる。

**相談2** 携帯電話を利用したメールが届いた。「問い合わせ先」と書かれてあるところに電話をしたら、延滞料金が発生しているという。どうしたらよいか。

**アドバイス!** トイレ、洗面所などの水周りの修理トラブルが増えています。自宅ポストに入っていた投げ込み広告や電話帳に大きく掲載された工業者がほとんどで、5000円程度の料金を表示していますが、実際の工事後には10倍以上の金額を請求したり、威圧的な態度になることもあります。緊急のときに備えて元栓・止水栓の場所を確認しておき、水周りのトラブルが起きても慌てずに、料金を確認してから依頼しましょう。工業者に当初依頼した目的と異なることを勧められても、すぐに決めないように注

意してください。

携帯電話を利用したメールが届くのは、ある1社の携帯電話会社の利用者に集中しています。メールに「問い合わせ先の電話番号」があるので、クリックして高額な延滞料金を請求されていますが、契約が成立しているとはいえませんので、絶対に支払わないでください。

悪質業者の手口は日々進化し、その対応策も見直されています。10年前は“はっきりノーと断りましょう！”が最優先でしたが、今は“覚えがなければ無視する！”です。断ろうと連絡するのは、悪質業者の思うツボになります。世の中には、多くの情報ははらんとしていますが、正しい情報を見分ける力が必要です。消費生活センターからのお知らせや新聞、テレビなどの情報に関心を持ち、だまされない生活上手な消費者をめざしましょう。